

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 八 年 一 月 二 十 日

目 次

選挙管理委員会告示

○岐阜県選挙管理委員会委員長の選挙	(選挙管理委員会)	一
○岐阜県選挙管理委員会委員長職務代理委員の指定	(同)	一
○市町村の区域を分けて開票区を設置した告示の廃止	(同)	二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第一項の規定により、平成二十八年一月二十日の岐阜県選挙管理委員会において、次の者が委員長に選挙された。

平成二十八年一月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

住 所 羽島郡岐南町みやまち四丁目四五番地

氏 名 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第三項に規定する岐阜県選挙管理委員会委員長の職務を代理する委員を平成二十八年一月二十日次のとおり指定した。

平成二十八年一月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

住 所 岐阜市堀田町一四番地

氏 名 浅 井 直 美

岐阜県選挙管理委員会告示第三号

市町村の区域を分けて開票区を設置した告示（平成二十五年岐阜県選挙管理委員会告示第十三号）は、平成二十八年一月二十日から廃止する。

平成二十八年一月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

平成二十八年一月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社